

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
保険医の登録
保安林の指定の解除(二件)
保安林の指定の解除予定(十件)
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)
- ◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示
鳥取県指定保護文化財の指定
鳥取県指定史跡の指定

告 示

鳥取県告示第三百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
八 田 晴 男	鳥医第二、八七五号	昭和五十八年三月九日
佐 藤 保 之	鳥医第二、八七七号	昭和五十八年三月十六日

鳥取県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三の一〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

下水道事業用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字木谷八三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町萩原字大峠東平二〇〇の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字クジャ谷六九九の八、字本谷六九三の一一（
以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字三平山ウレ石平二七二三の一一から二七二三
の一三まで、字地極谷二七一九の七、二七一九の八、二七一九の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字大皿谷三八六三の一、字飛子原三九〇七の一、三
九〇八、字一ノ貝山三九九六、三九九八の五（以上五筆について、次の
図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市俣谷字福良シ三四二の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

排水路用地とするため

鳥取県告示第三百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字大杉字市倉奥八〇一の一、八〇一の二五から八〇一
の三〇まで（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地にするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口波多字津田六九一、六九三、六九三の一、六九三の二、七〇四の一、七一一、七一一の一（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字奥山二八五三、二八五四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市新屋町字五郎作灘三〇九〇の一から三〇九〇の四まで、三〇九

一、三〇九二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百九十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市、岩美郡岩美町（以上二市町について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和五十八年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和五十八年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年五月七日(土)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題
 - 1 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
 - 2 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

種別	名 称	員 数	構造及び形式又は寸法及び材質	物件の所在地	所有者	所有者の住所
資料	新興寺至徳宝篋印塔	一基	石造宝篋印塔至徳二乙丑の刻銘あり。推定高一三〇センチメートル	八頭郡八東町新興寺	新興寺代表役員 城光寺教進	八頭郡八東町新興寺一六六
資料	助沢正平五輪塔	一基	石造五輪塔正平十五年三月廿四日の刻銘あり。総高二一五センチメートル	日野郡江府町助沢字竜王	加藤英寿	日野郡江府町助沢二一

鳥取県教育委員会告示第七号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をする。

昭和五十八年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

大日寺古墓群	名 称
倉吉市桜 字山防、 及び字 ノ瀬	所 在 地
大日寺代 表役員 牧野智源	所 有 者
倉吉市桜三四 五	所有者の住所
一、〇八三平方メ ートル 五輪塔群・宝篋印 塔群・石仏群で構 成される。	地積・形状

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】